

令和4年5月27日

保護者 各位

明照保育園
園長 津村 侑弥

【重要】

保育園での新型コロナウィルスの対応について【5月27日版】

報道等でもご存知の通り、5月20日にマスクの着用について新たな国の方針が表明されました。現在、当園では園内に立ち入る方（保護者・職員含む）と3歳以上児の子どもたちに、一律でマスクの着用をお願いしているところですが、今回の方針を受け、関係機関（嘱託医：横手病院・横手保健所）や保護者会の正副会長（令和3年度）・令和4年度会長候補と協議した結果、以下の通り対応を更新させていただきます。

安心安全な保育園環境の維持のため、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。



【保護者の皆様へお願いしたいこと】

① マスクの着用について（※5月30日から実施）

- ・感染リスク軽減のため、引き続き着用のお願いをしたいところではあります、熱中症等の心配もありますので、3歳以上児の着用については国の方針に従い、園からは一律の着用は求めず、保護者判断とさせていただきます。
- ・マスクを着用される場合でも、戸外での活動や屋内での運動遊びの際は（換気をしながら）、熱中症予防のためマスクを外させていただきます。（現在もそのように対応しています。）

※園内に立ち入られる方（職員含む）は、引き続き原則着用とします。

※感染状況や感染リスクを考慮し、園判断でマスクの着用をお願いする場合がありますので、3歳以上児は通園カバンに1枚以上マスクを入れてください。

【3歳以上児のマスク着用について関係機関の回答】

嘱託医：国の方針に従い、マスクの着用については保護者判断として任意とする。

横手保健所：嘱託医に同じ。

（Q:明照保育園 → A:横手保健所）

Q：クラス内で1名でも陽性者がいた場合、双方マスクをしていることを前提として、クラスの子は接触者（検査し陰性であれば行動制限なし）という扱いだが、双方がマスクを着用していない場合はどのような扱いとなるか？

A：現在の方針では、クラス内で1名でも陽性者がいた場合は、マスクの有無に関わらず、同じクラスの子と担任は一律濃厚接触者となる。

② 無料のPCR等検査の活用について

- ・感染リスクの高い場面に接した場合（県外との往来・人混み・複数人での会食等）は、可能な限りPCR等の検査を受けてください。
- ・検査については、県の実施する「感染拡大傾向時の一般検査事業（無料のPCR等検査）」または市販の抗原検査キット等を活用してください。



無料のPCR等検査についてこちらからご確認ください。

③ 引き続きのお願い

- ・37.5度以上の熱の場合は、登園・来園（送迎時含む）をご遠慮ください。
- ※24時間以内に37.5°C以上の熱（※コロナ収束まで）が出ていた場合も登園を控えてください。
- ・発熱がなくても、咳・鼻水等の症状が見られる場合は登園を控え、早めに受診してください。
- ・園内に入る際は、**キエルキン(弱酸性次亜塩素酸水)**の手指・衣服・荷物等への散布と、**非接触型体温検知器による発熱確認**を必ず行うようにしてください。

今回の国の方針により、少なからず感染リスクが高まることが心配されます。

感染対策については、園内でも最善となるよう努めてまいりますが、保護者の皆様には上記の対策をさらに徹底していただくようご協力をお願いいたします。

また、保健所とのQ&Aにあるように、保育園を利用する場合はそういうリスクがあるということも何卒ご理解ください。

【国の方針】

第85回（令和4年5月25日）
新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード
事務局提出資料

資料2-5

マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

- ・アドバイザリーボードで示された専門家の考え方（5/19）も踏まえ、以下のように対応する。
 - 基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない
 - 身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化
 - 就学前の児童（2歳以上）のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す
- ・引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策（手指衛生や換気など）を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方を、リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報を行う。

1. マスク着用の考え方

	身体的距離（※）が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋 内 (注)	屋 外	屋 内 (注)	屋 外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すこと也可)	着用の必要はない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する	着用の必要はない

（注）外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など
※要場については、新中堅防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。
※お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①

- ・ランニングなど離れて行う運動
- ・鬼ごっこなど間にならない外遊び

事例②

- ・歩道での運動など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③

- ・通勤電車の中

2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- 2歳未満（乳幼児）は、引き続き、マスク着用は要めない。
- 2歳以上は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかるわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めるることは考えられる」

（注）2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を要める」としていた。